

草津市公報

発行日 令和6年11月1日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 19 号
発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（保険年金課）	1
草津市出納員規則の一部を改正する規則（会計課）	1

◎ 告 示

令和6年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課）	2
介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく介護予防・生活支援サービス事業者の指定について（介護保険課）	2
介護保険法第78条の5第2項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	3
介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定に基づく介護予防・生活支援サービス事業者の事業廃止の届出について（介護保険課）	3
介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定に基づく介護予防・生活支援サービス事業者の事業廃止の届出について（介護保険課）	3
公示送達について（税務課）	4
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	5
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	5
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	5
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	5
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	6
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	6
草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例第6条第1項の規定に基づく飼い犬の立ち入り禁止区域について（生活安心課）	6

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	7
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	7
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	7
道路の廃止について（建築政策課）	10

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の変更について（教育総務課）	10
---------------------------	----

規 則

草津市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

草津市長
橋 川
渉

草津市規則第 3 6 号

草津市行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する条例
の一部を改正する条例の施行期日を定め
る規則

草津市行政手続における特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
(令和 5 年草津市条例第 1 9 号) 付則ただし書に規定
する施行期日は、令和 6 年 1 0 月 1 5 日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 1 0 月 1 5 日揭示済み)

草津市出納員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 7 号

草津市出納員規則の一部を改正する規則

草津市出納員規則(平成 6 年草津市規則第 1 4 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 1 条 《現行どおり》	第 1 条～第 1 1 条 《省略》

改正後	改正前																
別表第 1 《現行どおり》 別表第 2（第 6 条関係） <table><tr><th>出納員</th><th>委任する事務</th></tr><tr><td>総合政策部企画調整課長</td><td>総合計画書および統計書頒布料の収納</td></tr><tr><td>総合政策部広報課長</td><td>所管に属する記念誌等の販売代金の収納</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	出納員	委任する事務	総合政策部企画調整課長	総合計画書および統計書頒布料の収納	総合政策部広報課長	所管に属する記念誌等の販売代金の収納	《現行どおり》	《現行どおり》	別表第 1 《省略》 別表第 2（第 6 条関係） <table><tr><th>出納員</th><th>委任する事務</th></tr><tr><td>総合政策部企画調整課長</td><td>総合計画書および統計書頒布料の収納</td></tr><tr><td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	出納員	委任する事務	総合政策部企画調整課長	総合計画書および統計書頒布料の収納	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《省略》	《省略》
出納員	委任する事務																
総合政策部企画調整課長	総合計画書および統計書頒布料の収納																
総合政策部広報課長	所管に属する記念誌等の販売代金の収納																
《現行どおり》	《現行どおり》																
出納員	委任する事務																
総合政策部企画調整課長	総合計画書および統計書頒布料の収納																
《改正後に新設》	《改正後に新設》																
《省略》	《省略》																
別表第 3 《現行どおり》	別表第 3 《省略》																

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 1 0 月 1 5 日揭示済み)

告 示

草津市告示第 2 7 3 号
令和 6 年 9 月 2 日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和 6 年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。
令和 6 年 1 0 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 予算題目一覧
令和 6 年度草津市一般会計補正予算（第 2 号）
令和 6 年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
令和 6 年度草津市財産区特別会計補正予算（第 1 号）
令和 6 年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
令和 6 年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
令和 6 年度草津市一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 決算題目一覧
令和 5 年度草津市一般会計歳入歳出決算
令和 5 年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

- 令和 5 年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算
令和 5 年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算
令和 5 年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
令和 5 年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和 5 年度草津市水道事業会計決算
令和 5 年度草津市下水道事業会計決算

- 3 要領 略
- (令和 6 年 1 0 月 4 日揭示済み)

草津市告示第 2 7 4 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する

要綱（平成 29 年草津市告示第 54 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 10 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	医心館 訪問介護ステーション 南草津
事業所の所在地	滋賀県草津市追分南二丁目 3 番 17 号
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社アンビス 東京都中央区京橋一丁目 6 番 1 号
代表者の氏名と住所	代表取締役 柴原 慶一 東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 2-4508 号
サービスの種類	介護予防型訪問サービス
指定年月日	令和 6 年 10 月 1 日
事業所番号	2570602017

（令和 6 年 10 月 7 日掲示済み）

草津市告示第 275 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 10 月 10 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	通所介護事業所 やじろべえの ハウス
事業所の所在地	滋賀県草津市木川町 1607 番
申請者の名称および主たる事務所の所在地	地企業組合やじろべえのハウス 滋賀県草津市木川町 1607 番 地
代表者の氏名と住所	代表理事 西村 吉正 滋賀県草津市木川町 1607 番 地
サービスの種類	地域密着型通所介護

指定廃止年月日	令和 6 年 10 月 31 日
事業所番号	2570600664

（令和 6 年 10 月 10 日掲示済み）

草津市告示第 276 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 6 号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 29 年草津市告示第 54 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 10 月 10 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	訪問介護 いまここケア
事業所の所在地	滋賀県草津市上笠三丁目 28- 2
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社いまここ 滋賀県草津市上笠三丁目 28- 2
代表者の氏名と住所	代表取締役 齋藤 由成 大阪府大阪市中央区備後町 1- 2-6
サービスの種類	介護予防型訪問サービス
指定廃止年月日	令和 6 年 10 月 31 日
事業所番号	2570601308

（令和 6 年 10 月 10 日掲示済み）

草津市告示第 277 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 6 号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービ

事業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年草津市告示第 5 4 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	訪問介護ステーション悠ライフ草津
事業所の所在地	滋賀県草津市草津町 1 5 3 2 番地 1
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社いまここカインドライフ関西 岐阜県岐阜市月ノ会町一丁目 1 2 番地 3 0
代表者の氏名と住所	代表取締役 松尾 将典 岐阜県岐阜市宇佐四丁目 3 番 8 号
サービスの種類	介護予防型訪問サービス
指定廃止年月日	令和 6 年 9 月 3 0 日
事業所番号	2 5 7 0 6 0 1 5 9 7

（令和 6 年 1 0 月 1 0 日揭示済み）

草津市告示第 2 7 8 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
- 国民健康保険税賦課更正（決定）通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
- 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和 6 年 1 0 月 1 8 日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

連番	發送先宛名	發送先住所	賦課年度	課税年度分
1	山根 晁	滋賀県草津市草津二丁目 2 番 1 5 - 1 2 0 2 号コスモ草津式番館	令和 6 年度	令和 6 年度
2	ROSEN ROHAN AARON ELIJAH	滋賀県草津市平井一丁目 1 6 番 1 4 号	令和 6 年度	令和 6 年度
3	藤井 聖哉	滋賀県草津市南笠東二丁目 9 番 3 号	令和 6 年度	令和 6 年度
4	藤井 聖哉	滋賀県草津市南笠東二丁目 9 番 3 号	令和 6 年度	令和 5 年度

（令和 6 年 1 0 月 1 1 日揭示済み）

草津市告示第 279 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 15 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
うさぎナースケ ア南草津	草津市南笠東 4-8- 68 CASA 岡田 203 号 室	令和 6 年 9 月 1 日

(令和 6 年 10 月 15 日 掲示済み)

草津市告示第 280 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 15 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
うさぎナースケ ア南草津	草津市南笠東 4-8- 68 CASA 岡田 203 号 室	令和 6 年 9 月 1 日

(令和 6 年 10 月 15 日 掲示済み)

草津市告示第 281 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 15 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
すまいる薬局 草津店	草津市西渋川一丁目 21-14 エルミナ MC ビル 1 階	令和 6 年 9 月 1 日

(令和 6 年 10 月 15 日 掲示済み)

草津市告示第 282 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 15 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
すまいる薬局 草津店	草津市西渋川一丁目 21-14 エルミナ MC ビル 1 階	令和 6 年 9 月 1 日

(令和 6 年 10 月 15 日 掲示済み)

草津市告示第 2 8 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
まごころファミリークリニック	草津市西渋川一丁目 2 1 番 1 4 号 1 階	令和 6 年 9 月 1 日

(令和 6 年 1 0 月 1 5 日揭示済み)

草津市告示第 2 8 4 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
まごころファミリークリニック	草津市西渋川一丁目 2 1 番 1 4 号 1 階	令和 6 年 9 月 1 日

(令和 6 年 1 0 月 1 5 日揭示済み)

草津市告示 2 8 5 号

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく飼い犬の立ち入り禁止区域について

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例（平成 1 4 年草津市条例第 5 0 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり飼い犬（身体障害者補助犬を除く。）の立ち入り禁止区域を定めたので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

立ち入り禁止区域の名称および所在地

名 称	所 在 地
青地第一児童遊園	青地町・草津川河川敷

(令和 6 年 1 0 月 1 5 日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。
令和6年10月3日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市小平井三丁目2番27-301号 GREENAWAY 天野 源司	草津市青地町字堤戸791番1	401.09㎡	R6.10.3	1789

(令和6年10月3日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。
令和6年10月3日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市追分五丁目2番15-103号 太陽 陽ハイツ追分 増田 優磨、増田 有香	草津市青地町字後町524番11	169.55㎡	R6.10.3	1790

(令和6年10月3日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。
令和6年10月11日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号5061-084
- (2) 工事名2段取水ポンプ場浸水対策工事
- (3) 工事場所草津市野路一丁目
- (4) 工事概要電気設備浸水対策 1式
機械設備浸水対策 1式
機械室浸水対策 1式

ポンプ井浸水対策 1式

- (5) 工事期間 契約締結日から令和7年12月5日まで
- 2 予定価格 89,878,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 草津市矢橋町649番地
株式会社西日本技術コンサルタント
- なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和6年度において電気設備工事(電気工事)部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、電気工事業の特定建設業の許可

を有していること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
- ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
- イ 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。
- ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。
- エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和6年10月11日午前9時から令和6年11月13日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和6年10月11日午前9時から令和6年10月25日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和6年11月1日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和6年11月12日午前9時から令和6年11月13日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式 2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 電気工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和 6 年 1 1 月 1 4 日 午前 9 時 3 0 分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 10 号）第 14 条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則

（平成 9 年草津市規則第 13 号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の 10 % 以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記 5(7)の配置予定技術者は、3 者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10 日以内に契約書を提出しなければならない。

(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 14 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307 (直通)

(令和 6 年 1 0 月 1 1 日 掲 示 済 み)

公 告

建築基準法第 4 2 条第 2 項により指定された道路の廃止について

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、草津市建築基準法等施行細則（平成 3 年草津市規則第 2 2 号）第 1 0 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

なお、その関係書類は、草津市都市計画部建築政策課に備え置き、関係人の縦覧に供する。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日

草津市長 橋 川 渉

廃止した道路の部分の地名・地番	延長メートル
草津市追分五丁目字中尾 3 9 9 番、 4 0 0 番 1、4 0 0 番 2 2、4 0 1 番 1	2 6、6 8

(令和 6 年 1 0 月 1 1 日 掲 示 済 み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第 1 5 号

令和 6 年草津市教育委員会告示第 1 4 号による草津市教育委員会定例会の場所を次のとおり変更する。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

変更前 市役所 6 階 教育委員会室
変更後 市役所 4 階 行政委員会室

(令和 6 年 1 0 月 1 1 日 掲 示 済 み)